

地方債計画と地方債制度を巡る 動向について



共同発行市場公募地方債IR

平成23年3月9日

**総務省自治財政局地方債課長
満田 蒼**

平成23年度地方財政対策のポイント

地方交付税の増額確保

- 地域主権改革に沿った財源の充実を図るため、地方交付税総額を0.5兆円増額（総額17.4兆円）

地方財源の健全化

- 一般財源総額を確保した上で、臨時財政対策債を大幅縮減（△1.5兆円）
- 交付税特会借入金を償還

一般財源総額の確保

- 地方交付税 17.4兆円（前年度比 +0.5兆円）
 - ・ 法定率分等 11.0兆円
 - ・ 国の一般会計加算等（既定ルールによる補てん） 5.1兆円
 - ・ 別枠加算 1.3兆円
- 一般財源総額 59.5兆円（前年度比 +0.1兆円）
 - ※ 一般財源（水準超経費除き）の総額は58.8兆円（対前年度比+0.0兆円）
 - ※ 中期財政フレームに基づき、22年度水準を下回らないよう確保
- 地方一般歳出 68.8兆円（前年度比 +0.5兆円）
 - ※ 地域活性化・雇用等対策費を3年間継続
 - ※ 給与関係経費の減（△0.4兆円）等の歳出の見直しを行い、総額は対前年度0.5兆円の増

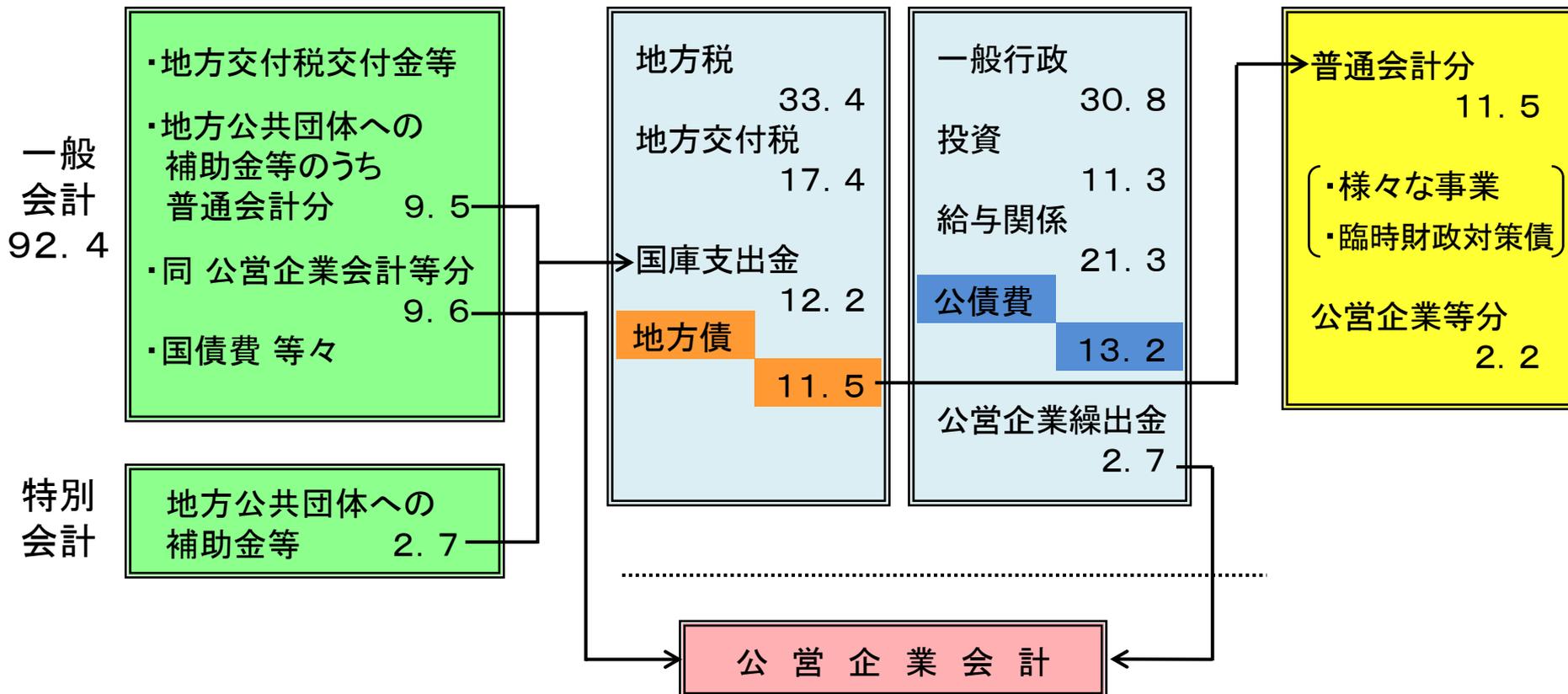
地方債計画と地方財政計画

(単位:兆円)

平成23年度
国の予算(歳出)

平成23年度
地方財政計画
(歳入) 82.5 (歳出)

平成23年度
地方債計画
13.7

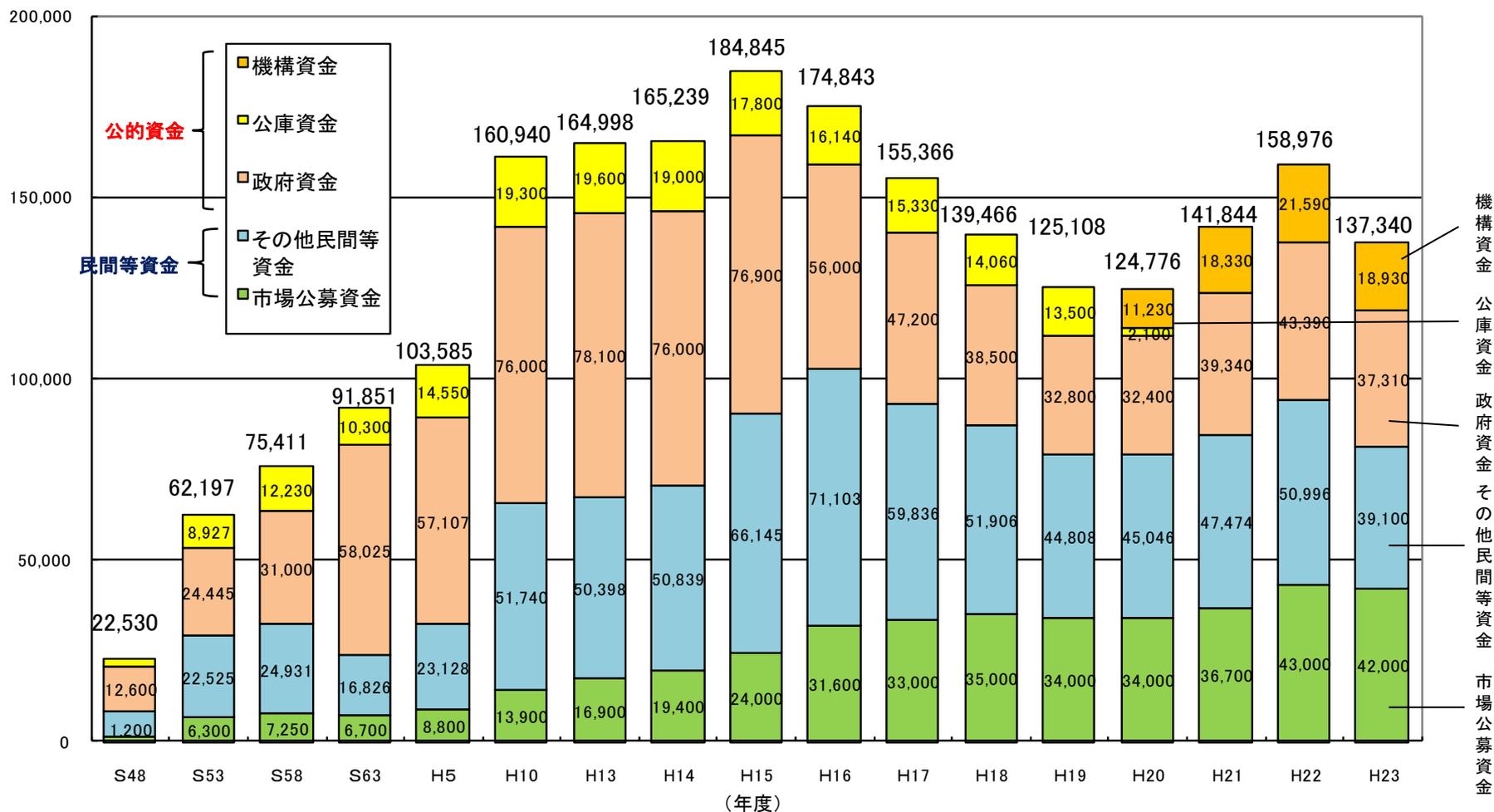


平成23年度地方債計画

(単位：億円、%)

項 目		平成23年度 計画額 (A)	平成22年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一	一般会計債	48,267	51,951	△ 3,684	△ 7.1
二	公営企業債	23,280	24,756	△ 1,476	△ 6.0
三	公営企業借換債	300	300	0	0.0
四	臨時財政対策債	61,593	77,069	△ 15,476	△ 20.1
五	退職手当債	3,900	4,900	△ 1,000	△ 20.4
六	国の予算等貸付金債	(1,165)	(1,185)	(△ 20)	(△ 1.7)
総 計		(1,165) 137,340	(1,185) 158,976	(△ 20) △ 21,636	(△ 1.7) △ 13.6
内 訳	普通会計分	114,772	134,939	△ 20,167	△ 14.9
	公営企業会計等分	22,568	24,037	△ 1,469	△ 6.1
資金区分					
	公 的 資 金	56,240	64,980	△ 8,740	△ 13.5
	財 政 融 資 資 金	37,310	43,390	△ 6,080	△ 14.0
	地方公共団体金融機構資金	18,930	21,590	△ 2,660	△ 12.3
	(国の予算等貸付金)	(1,165)	(1,185)	(△ 20)	(△ 1.7)
	民 間 等 資 金	81,100	93,996	△ 12,896	△ 13.7
	市 場 公 募	42,000	43,000	△ 1,000	△ 2.3
	銀 行 等 引 受	39,100	50,996	△ 11,896	△ 23.3

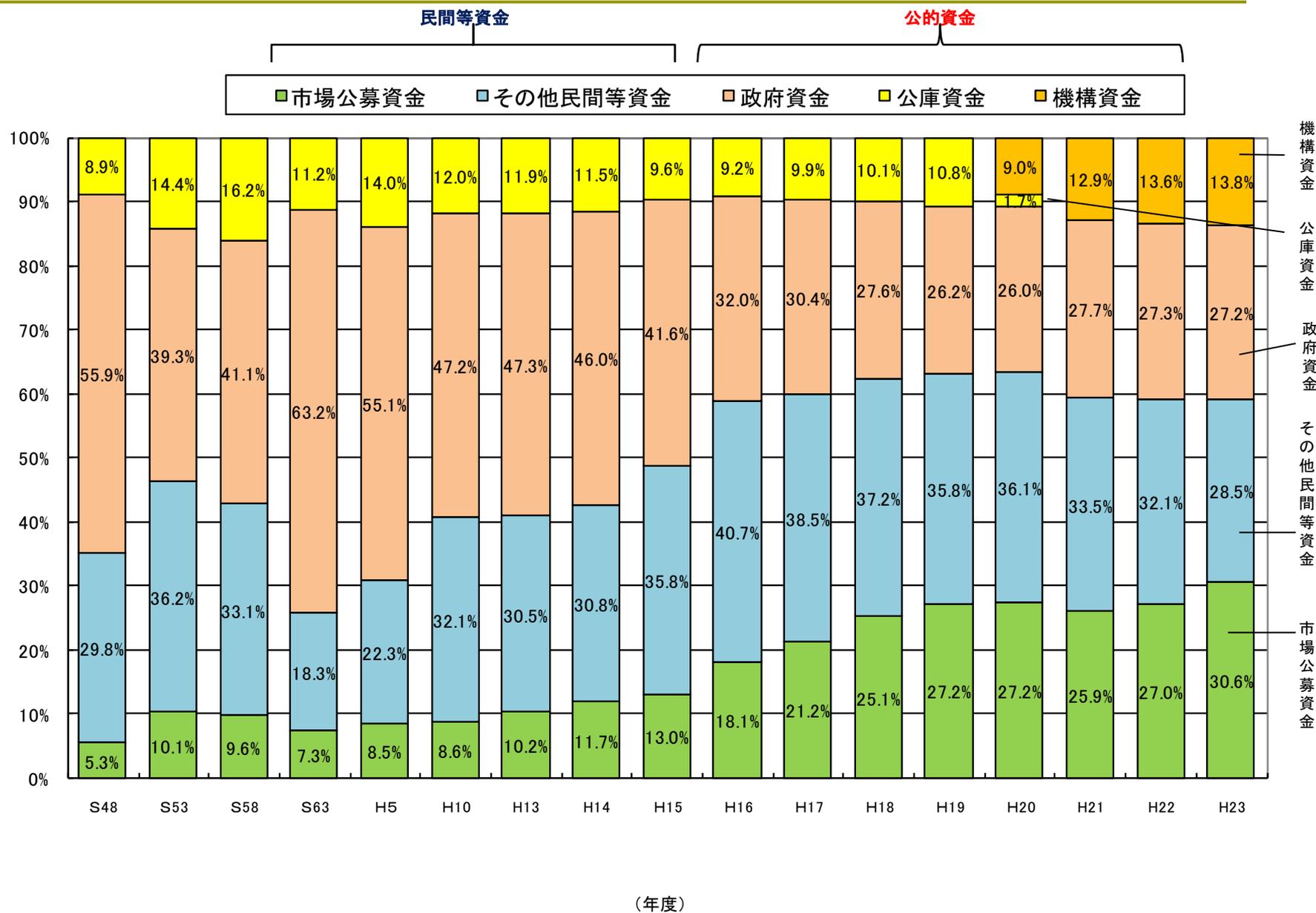
地方債計画額（当初）の推移（資金別）



(参考) 全国型市場公募債発行団体数

S48	S53	S58	S63	H5	H10	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23 (予定)
18	22	23	23	27	28	28	28	29	33	35	38	42	44	47	49	51

地方債計画（当初）における資金別構成比の推移



市場公募債の発行実績の推移

(単位：億円)

年度	全国型市場公募地方債																			住民参加型市場公募地方債		外貨地方債				
	10年債				2年債		3年債		5年債		7年債		超長期債						合計							
	個別発行		共同発行										15年債		20年債		30年債									
	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額
H10	28	17,540																28	17,540			2	293			
H11	28	20,610																28	20,610			2	257			
H12	28	19,390						12	3,300									28	22,690			1	197			
H13	28	17,940						15	4,300									28	22,240	1	10					
H14	28	20,580						17	6,150									28	26,730	34	1,636					
H15	20	23,710	27	8,470				19	10,450				3	700	1	200		29	43,530	79	2,682					
H16	25	26,770	27	12,430				22	12,320			1	150	5	1,350	2	300	33	53,320	94	3,276	1	217			
H17	29	29,100	27	13,080				24	13,020			1	200	9	2,350	4	700	35	58,450	106	3,445	1	608			
H18	32	26,500	29	13,240				25	10,550	1	400	1	100	15	3,600	5	700	38	55,390	123	3,513	1	499			
H19	34	24,400	28	12,140				26	10,650					19	4,950	10	1,790	42	53,930	122	3,083	1	499			
H20	37	26,550	30	12,300			2	750	25	11,580				19	7,780	10	1,850	44	60,810	102	2,650					
H21	39	32,100	33	13,900	1	280	2	800	27	14,080				20	8,260	9	1,700	47	71,120	88	2,488					
H22 (12月末)	42	24,450	35	12,150			3	600	29	11,470	1	500	1	200	22	5,590	8	1,100	45	56,060	77	2,126				

全国型市場公募地方債発行団体の推移

	都道府県	政令指定都市	団体数 (累計)
昭和 27 年度	東京都、大阪府、兵庫県	横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市	8
昭和 48 年度	北海道、神奈川県、静岡県、愛知県、広島県、福岡県	札幌市、川崎市、北九州市、福岡市	18
昭和 50 年度	宮城県、埼玉県、千葉県、京都府		22
昭和 57 年度		広島市	23
平成元年度	茨城県、新潟県、長野県	仙台市	27
平成 6 年度		千葉市	28
平成 15 年度		さいたま市	29
平成 16 年度	福島県、群馬県、岐阜県、熊本県		33
平成 17 年度	鹿児島県	静岡市	35
平成 18 年度	島根県、大分県	堺市	38
平成 19 年度	山梨県、岡山県	新潟市、浜松市	42
平成 20 年度	栃木県、徳島県		44
平成 21 年度	福井県、奈良県	岡山市	47
平成22年度	三重県	相模原市	49
平成23年度（予定）	滋賀県、長崎県		51

共同発行市場公募債

35の地方団体が共同して発行する債券
(平成15年4月から毎月発行)

左の団体が発行を計画している額
(平成23年度): 1兆5,360億円※
10年満期一括償還

※各団体の予算案における債務負担行為計上額

1 連帯債務方式

共同発行市場公募地方債は、地方財政法第5条の7※に基づき35団体が毎月連名で連帯債務を負う方式により発行

※地方財政法第5条の7

証券を発行する方法によつて地方債を起こす場合においては、二以上の地方公共団体は、議会の議決を経て共同して証券を発行することができる。この場合においては、これらの地方公共団体は、連帯して当該地方債の償還及び利息の支払の責めに任ずるものとする。

2 ファンド(流動性補完措置)

発行団体に万一の災害等に伴う不測の事態があっても、遅滞なく元利金償還が行えるよう、連帯債務とは別に各団体の減債基金の一部を募集受託銀行に預け入れる形で流動性補完を目的とするファンドを設置

【発行団体】

北海道、宮城県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、兵庫県、岡山県、広島県、徳島県、熊本県、大分県、鹿児島県、札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

共同発行市場公募地方債発行団体の推移

(単位:億円)

年度	新規参加団体	脱退団体	団体数	発行額
H15	北海道、宮城県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、長野県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県、札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市		27	8,470
H16			27	12,430
H17			27	13,080
H18	熊本県、鹿児島県		29	13,240
H19	大分県、静岡市	福岡県、横浜市、名古屋市	28	12,140
H20	岐阜県、新潟市		30	12,300
H21	福島県、岡山県、徳島県		33	13,900
H22	三重県、奈良県		35	16,200
H23 (計画)			35	15,360

臨時財政対策債の仕組み【平成22年度】

需要

← 本来の基準財政需要額(地方交付税法第11条等) →

臨時財政対策債
振替額
(地方交付税法附則
第6条の3)

振替後基準財政需要額

収入

← 地方税収見込 →

普通交付税

基準財政収入額
(75%)

留保財源
(25%)

振替額の範囲内
で臨時財政対策
債の発行

※地方財政法附則第33条の5の2

①人口基礎方式(全ての地方公共団体)

②財源不足額基礎方式(人口基礎方式振替後に財
源不足が生じている計算となる団体)



臨財債①



控除前
財源不足額

臨財債
発行可能額

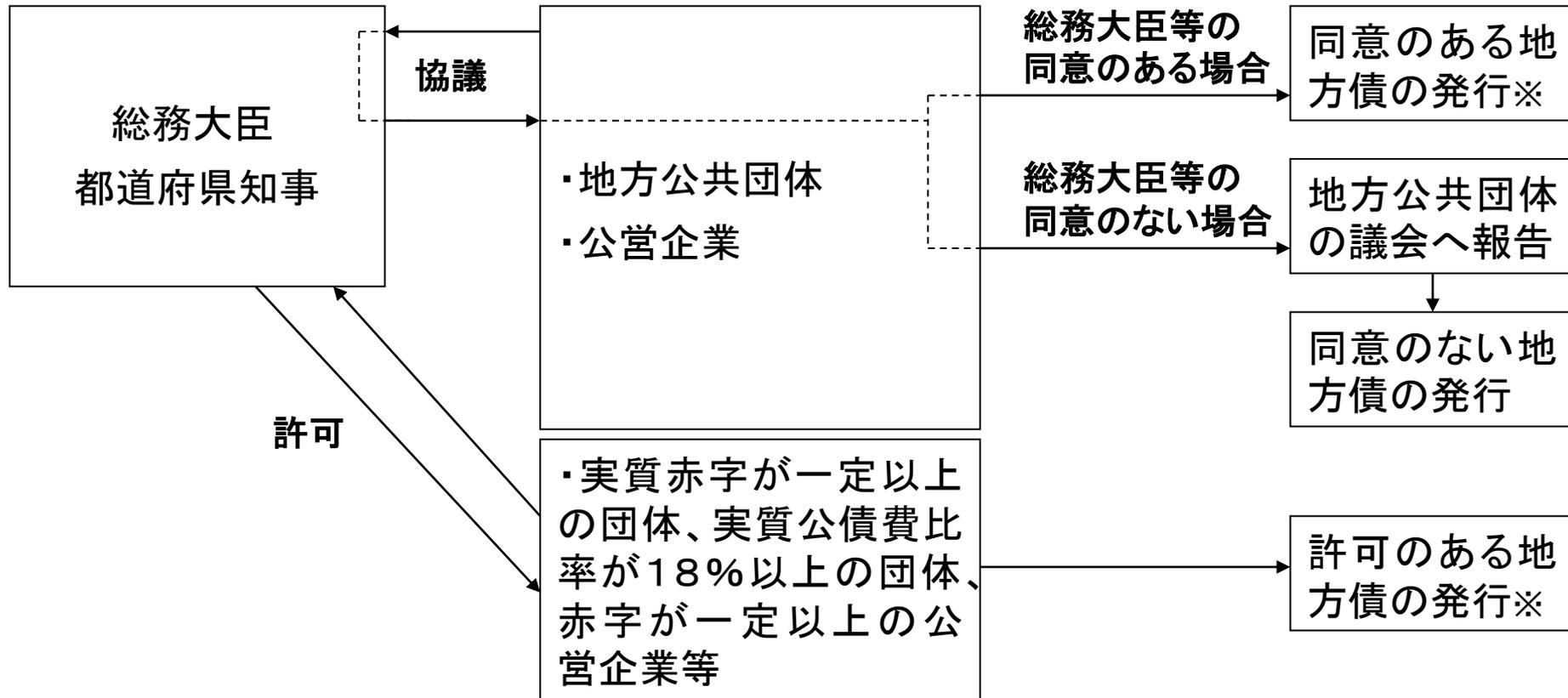
臨財債②



財源不足額
(=交付基準額)

地方債協議制度の仕組み

- 平成18年度から、原則として地方債の発行を自由とする協議制度へ移行
(平成17年度までは、地方債の発行は原則禁止とされ、許可が必要)



※総務大臣等の同意(許可)のある地方債に対し、
・公的資金の充当
・元利償還金の地方財政計画への算入

地方債協議制度の見直しの概要（案）

（地方財政法の改正案骨子）

地方債協議制度については、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から一部見直しを行うこととし、財政状況が良好な団体が民間資金債を発行しようとする場合は、原則として、協議を不要とし、事前届出とする。

1. 協議不要の団体

(1) 民間資金債の発行等が協議不要の団体

- 実質公債費比率が政令で定める数値未満の地方公共団体（実質赤字額、連結実質赤字比率、将来負担比率が政令で定める額・数値を超えるものを除く。）であって、
- 当該年度の地方債発行予定額（協議額、届出額、許可額の合計額）が政令で定める額を超えない団体。

(2) 事前届出

上記(1)の協議不要の団体であって、協議をしない団体は、事前届出。

2. 地方財政計画、地方債計画

(1) 地方財政計画

届出された地方債のうち協議を受けたならば同意をすると認められるものは、その元利償還金を地方財政計画に算入。

(2) 地方債計画

届出される地方債のうち協議を受けたならば同意をすると認められるものの予定額を地方債計画に計上。

3. 施行期日等

(1) 施行期日・適用

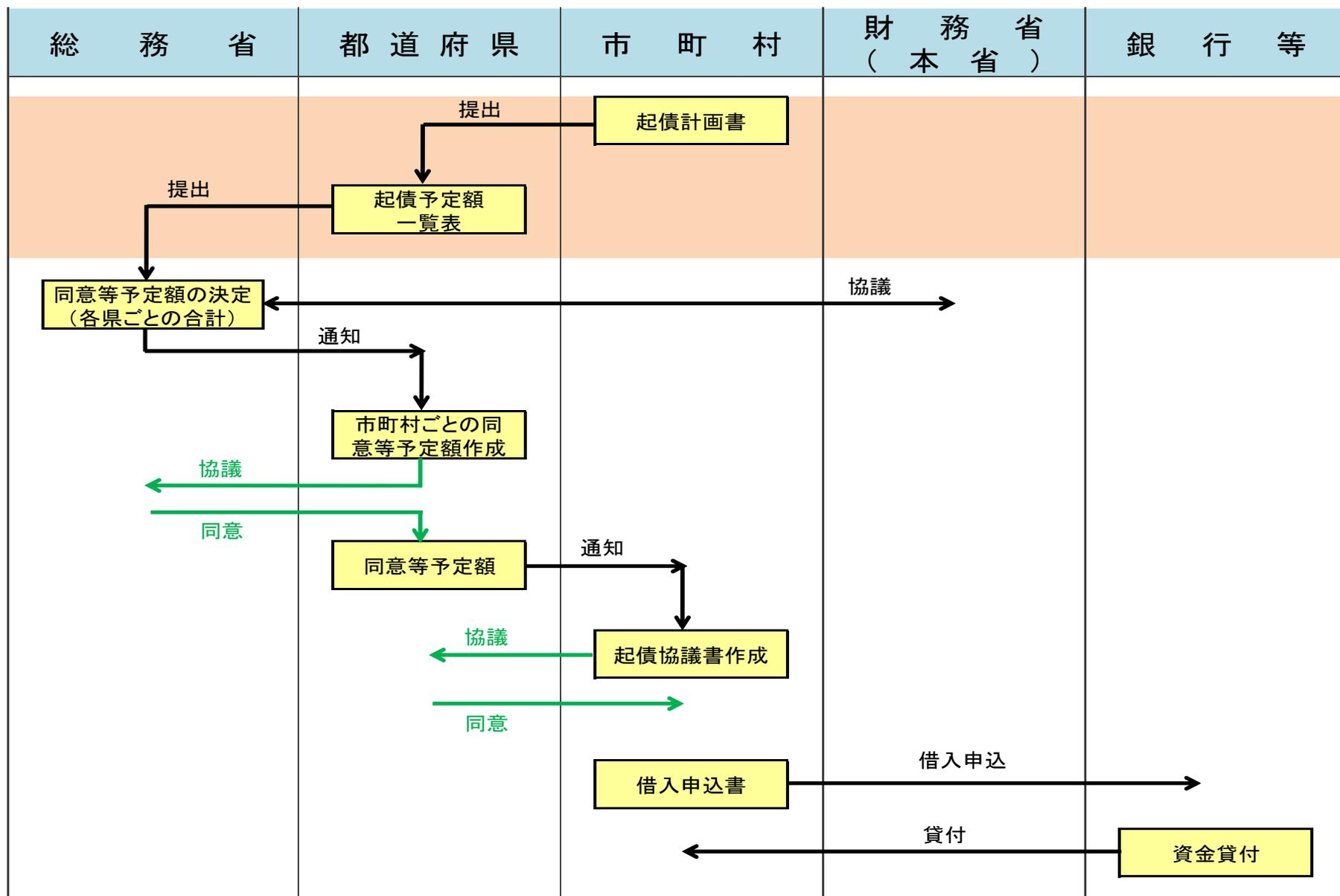
- 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。
- 施行の日の属する年度の翌年度の地方債から適用。

(2) 地方債協議制度の抜本的な見直し

施行後3年の状況を勘案し、地方債協議制度の抜本的な見直しを行い、必要な措置を講ずる。

※ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（仮称）」
において改正

市町村の起債手続きの流れ[銀行等引受]



参 考 资 料

地方債の信用維持の仕組み

1 国における制度的対応

- (1) 地方税、地方交付税制度に基づくマクロ・ミクロ両面からの財源保障
- (2) 地方財政法に基づく早期是正措置としての地方債許可制度
- (3) 地方公共団体財政健全化法に基づく財政の早期健全化・再生

2 地方公共団体における対応

- (1) 行財政改革の推進、平成の大合併
- (2) 地域活性化施策の推進による税源の確保
- (3) 財務情報の開示、IRの推進

3 その他

- (1) 第三セクター等の経営改革
- (2) 地方公会計の取組

地方債の元利償還金の地方財政計画によるマクロベースでの財源保障

〔地財計画〕

標準的歳出

警察・消防、教育、社会保障、公共事業、**公債費** 等

標準的歳入

地方税、地方交付税（法定率分等）、地方債、国庫支出金等

地方財源不足
(平成23年度 14.2兆円)

地方財源不足額について地方財政対策による補てん措置を講じ、公債費を含めた地方財政計画の歳出と歳入を均衡させることにより、マクロベースでの財源保障

〈根拠条文〉

地方交付税法第7条（歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務）

内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
 - ロ 使用料及び手数料
 - ハ 起債額
 - ニ 国庫支出金
 - ホ 雑収入
- 二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
 - ロ 国庫支出金に基く経費の総額
 - ハ 地方債の利子及び元金償還金

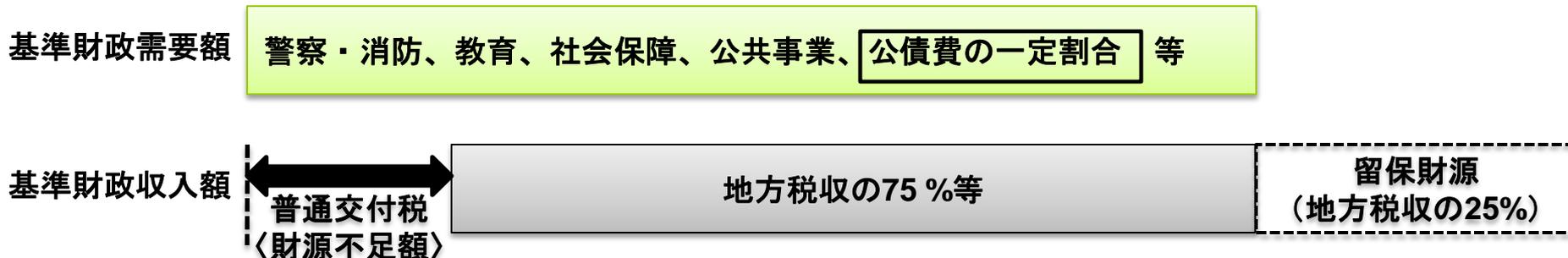
地方財政法第5条の3（地方債の協議等）

4 総務大臣又は都道府県知事が第1項に規定する協議において同意をした地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第7条の定めるところにより、同条第2号の地方団体の歳出総額の見込額に算入されるものとする。

※同法第5条の4（地方債についての関与の特例）

6 前条第1項ただし書の規定は、第1項及び第3項から第5項までの規定により許可を受けなければならないものとされる場合について、同条第3項の規定は、第1項及び第3項から第5項までに規定する許可を得た地方債について、同条第4項の規定は、第1項及び第3項から第5項までに規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

地方債の元利償還金の地方交付税措置によるミクロベースでの財源保障



基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額（財源不足額）について普通交付税を交付することにより、公債費を含めた財政需要について、ミクロベースでの財源保障（基準財政需要額に算定されない部分は留保財源により対応）

〈根拠条文例〉

地方交付税法第10条（普通交付税の額の算定）

普通交付税は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に対して、次項に定めるところにより交付する。

2 各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額とする。（以下略）

同法別表第一（第12条第4項（単位費用）関係）

災害復旧事業債	95% 算入
減収補てん債	80% 算入
臨時財政対策債	100% 算入
⋮	

同法附則第5条（特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入）

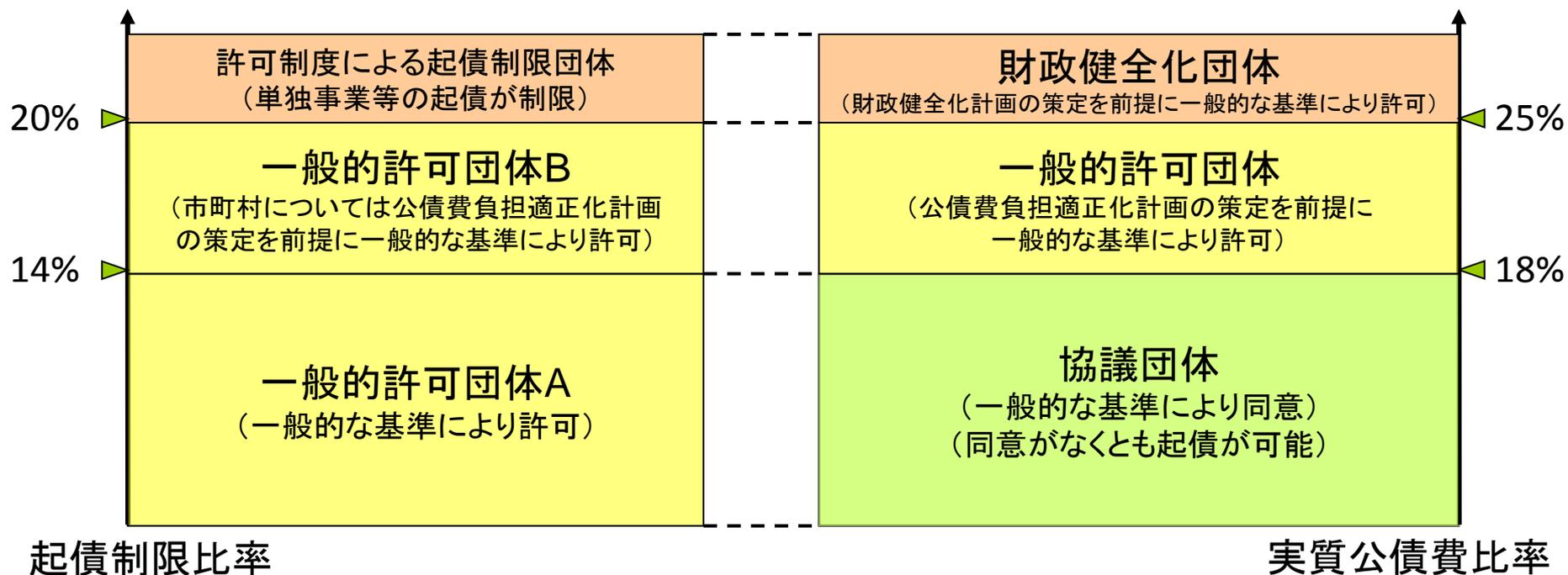
過疎対策事業債	70% 算入
公害防止事業債	50% 算入
⋮	

実質公債費比率に係る早期是正措置の枠組み

- 標準的一般財源の規模に対する公債費相当額の割合を測る指標を、厳格化、透明化の観点から一定の見直し → 実質公債費比率を導入
- 実質公債費比率18%以上の団体は、公債費負担適正化計画の内容・実施状況に応じて許可
- 財政健全化団体は、財政健全化計画の内容・実施状況に応じて許可

平成17年度までの許可制度

現行の協議制度



地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

健全段階

○指標の整備と情報開示の徹底

- ・フロー指標：
実質赤字比率、連結実質赤字比率、
実質公債費比率
- ・ストック指標：
将来負担比率＝公社・三セク等を含
めた実質的負債による指標

→監査委員の審査に付し議会に報告し
公表

財政の早期健全化

○自主的な改善努力による財政
健全化

- ・財政健全化計画の策定（議会の議決）、
外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められ
るときは、総務大臣又は知事が必要な勧
告

財政の再生

○国等の関与による確実な再生

- ・財政再生計画の策定（議会の議決）、外
部監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同
意を求めることができる
【同意無】
・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
【同意有】
・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画
期間内である地方債（再生振替特例債）の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められ
る場合等においては予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

（健全財政）

（財政悪化）

早期健全化基準

実質公債費比率

25 %

実質赤字比率

都道府県：3.75 %
市町村：11.25～15 %

連結実質赤字比率

都道府県：8.75 %
市町村：16.25～20 %

将来負担比率

都道府県：400 %
市町村：350 %

資金不足比率

20 %

（公営企業ごと）

経営健全化基準

財政再生基準

35 %

都道府県：5 %
市町村：20 %

都道府県：15 %
市町村：30 %

3年間（平成21年度から平成23
年度）の経過的な基準
都道府県は25%→25%→20%
市区町村は40%→40%→35%
を設けている。

指標の公表は2007年度決算から、
財政健全化計画の策定の義務付け等は2008年度決算から適用

地方債協議制度における早期是正措置と財政健全化法



2009年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要 (2010年11月30日公表・確報値)

1. 健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数

	実質赤字比率	連結実質赤字 比率	実質公債費比率	将来負担比率	合計
都道府県・47団体	0	0	0	0	0
政令市・19団体	0	0	0	0	0
市区・790団体	0	0	2(1)	2	4(1)
町村・941団体	0	0	10	1	11
合計・1,797団体	0	0	12(1)	3	15(1)

(注)

1. ()内の数値は、財政再生基準（連結実質赤字比率については、2009年度に適用される40%）以上である団体数であり、内数である。
2. 将来負担比率には、財政再生基準はない。

2009年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要 (2010年11月30日公表・確報値)

2. 資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数

	都道府県	政令市	市区町村	一部事務組合等	合計		都道府県	政令市	市区町村	一部事務組合等	合計
水道	0/26	0/18	1/ 1,221	0/98	1/ 1,363	病院	0/46	0/17	7/505	3/78	10/646
簡易水道	0/1	0/7	3/864	0/3	3/875	市場	0/9	1/18	2/135	0/10	3/172
工業用水道	0/41	0/8	0/95	0/8	0/152	と畜場	0/1	0/6	1/45	0/12	1/64
交通	0/3	3/20	6/68	0/3	9/94	宅地造成	0/50	0/20	2/426	3/7	5/503
電気	0/28	0/4	0/29	0/4	0/65	下水道	0/45	0/30	4/ 2,543	0/22	4/ 2,640
ガス	0/0	0/1	0/28	0/1	0/30	観光施設	0/6	0/6	11/307	0/2	12/338
港湾整備	0/34	0/4	1/36	0/6	1/80	その他	0/17	0/0	1/81	0/45	1/142
						合計	0 /306	4 /159	39 /6,383	6 /298	49 /7,146

(注) 分母は事業種類別の公営企業会計数である。

平成22年度市場公募団体の財政指標の状況

1. 実質公債費比率

	～10%	10～15%	15～20%	20%～
20年度(A)	6	26	14	3
21年度(B)	6	27	12	4
(B)－(A)	0	1	▲ 2	1

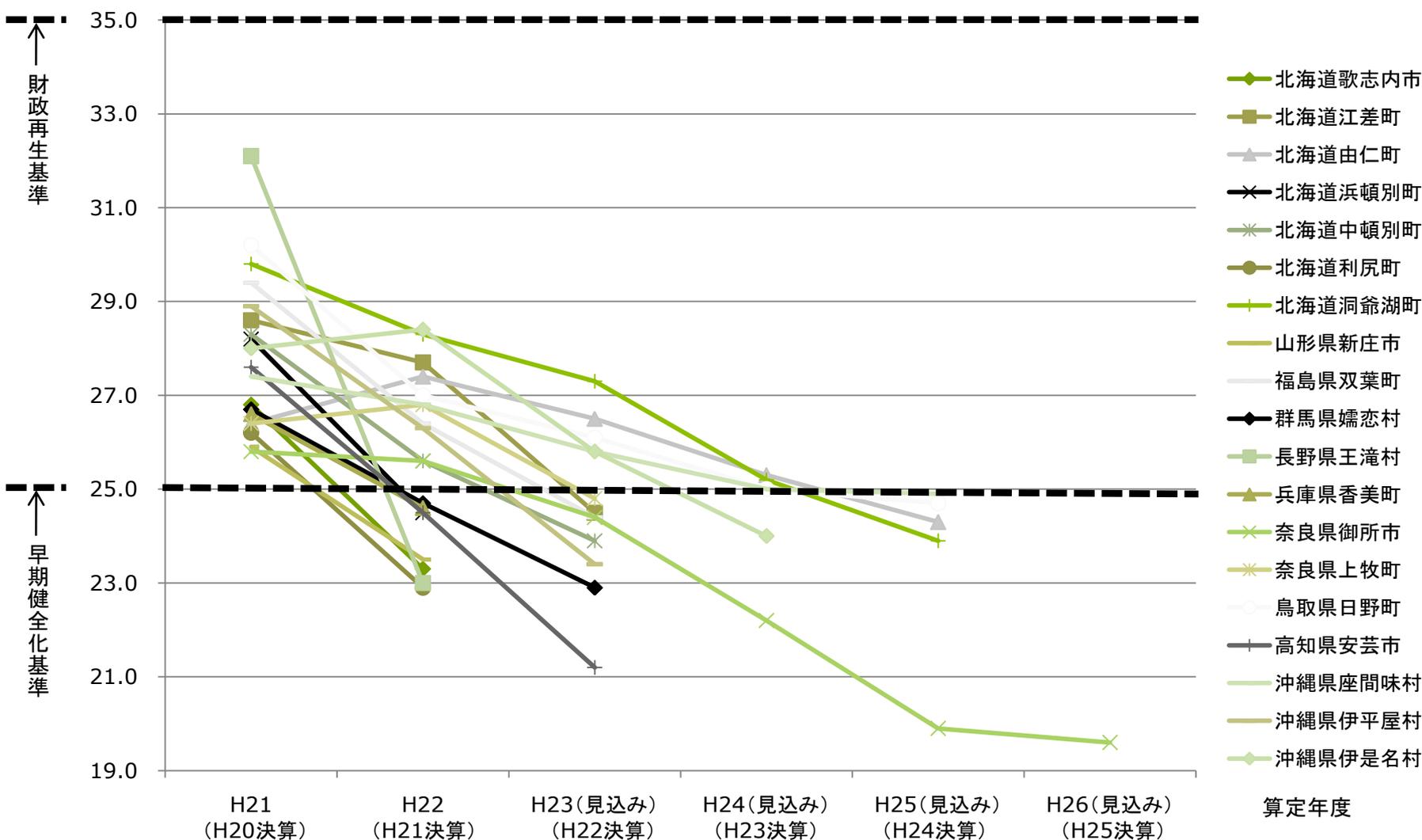
2. 将来負担比率

	50～100%	100～150%	150～200%	200～250%	250～300%	300%～
20年度(A)	4	4	7	18	13	3
21年度(B)	4	5	8	14	15	3
(B)－(A)	0	1	1	▲ 4	2	0

(注) 平成22年度市場公募団体の財政指標を表すもの。

平成21年度に算定された実質公債費比率が早期健全化基準に該当する地方公共団体の同比率の推移（見込み）（平成21年度に策定した財政健全化計画に基づくもの）

実質公債費比率(%)



※1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき平成21年度に財政健全化計画を策定した地方公共団体のうち、平成21年度に算定された実質公債費比率が早期健全化基準に該当する地方公共団体の各計画年度における実質公債費比率の見込み。

※2 なお、北海道夕張市は、財政再生基準に該当し、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき平成21年度に財政再生計画を策定。

※3 平成22年度に新たに実質公債費比率が早期健全化基準に該当するようになった地方公共団体はない。